

## ■インフルエンザについて

今年度の流行状況やワクチン接種等ご不安な点も多いと思います。昨年度は流行しなかった為、今年は流行するなどの噂が出ていますが、現段階では「噂」にすぎません。ただし、流行しだすと、感染力が強いので、あっという間に広がります。厚生労働省などからの情報をチェックいただきながら、日ごろの感染症対策（手洗い、マスク、人混みを避けるなど）を継続させてください。

インフルエンザ Q&A → [厚生労働省 HP](#)

## ■インフルエンザ登校許可証について

インフルエンザは、感染力が非常に強く、流行しやすい感染症です。そのため感染力がなくなるまで学校をお休みしなければならず、再登校の際には、「登校許可証明書」（医師の証明）の提出をお願いしています。しかし、インフルエンザは流行期がはっきりしていることと、検査により診断がついた後は服薬と安静により回復しやすいという特徴もあり、家庭での再登校の判断がつきやすいことから、医師による証明がなくても再登校を認めるという自治体が増えてきております。本校でも、その主旨に賛同し、登校許可証を変更しています。→[インフルエンザによる欠席期間の報告書](#)  
こちらの報告書をご利用ください。ご協力どうぞよろしくお願いいたします。

## ■インフルエンザによる欠席期間の報告書提出についての注意点

- ①インフルエンザという診断は医師によるものに限ります。必ず医療機関を受診するようにしてください。
- ②インフルエンザ以外の感染症には適用されません。
- ③学校保健安全法に示されている基準に添った回復休養期間に限ります。  
※発症日から最短5日～最長7日  
この期間を外れる場合は従来の登校許可書（医師の証明）を提出してください。
- ④報告書に合わせて、インフルエンザで受診したことを確認できる書類（お薬説明書、お薬手帳、検査結果 など ※コピー可）を報告書の裏面に添付してください。  
※受診日がわかるものでないと認められません。  
提出の際は報告書にきちんと糊付してください。紛失のないようにお願いします。  
確認できる書類の提出が難しい場合は、従来の「登校許可書」を提出してください。
- ⑤報告書は保護者の方がご記入ください。保護者氏名（保護者の方の自筆）、受診した医療機関名等もれのないようにお願いします。